

制定	23年 4月 1日
改訂	25年 7月 1日
版数	改訂1版
主管部門	経営戦略室

大光電機株式会社

サプライチェーン行動ガイドライン

大光電機株式会社



〒541-0043 大阪市中央区高麗橋3-2-7

TEL : (06) 6222-6240

FAX : (06) 6222-6252

【大光電機株式会社サプライチェーン行動ガイドライン】

大光電機株式会社は、社是「三笑三栄」に掲げている通り社会への貢献を目指しています。年々地球温暖化が進み各地で自然災害が増え、温室効果ガス(CO₂等)の削減が世界的な課題となっています。また、人権侵害や労働災害が深刻化し、ESG課題への取り組みが求められるようになっていきます。企業独自の活動だけでなく、サプライチェーン全体での活動が必要となり、持続可能な調達に向け取り組んでいかなければなりません。当社は、大切なパートナーである取引先の皆様との相互理解や信頼関係による持続可能なサプライチェーンを構築していきます。

このような状況を踏まえ、「大光電機株式会社サプライチェーン行動ガイドライン」を制定しています。お取引先の皆様におかれましては、関連する法令・諸規則および社会的規範とともに本ガイドラインをご確認いただき、ご理解とご協力をいただきますよう、何卒宜しくお願いいたします。

【人権・労働】

1. 児童労働・強制労働の禁止

あらゆる形態の児童労働・強制労働を行わない。また、認めず、人権侵害に加担しない。

就業最低年齢に満たない児童を労働させない。18歳未満の若年労働者を、深夜労働、時間外労働、休日労働をさせない。また健康や安全が脅かされる業務に従事させない。

2. 法令に基づく労働時間・休日

法令で定められる労働時間の限度を超えて、従業員を労働させない。

従業員に法令で定められた休日を付与する。

また、従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理し、過度な時間外労働を防ぐ。

3. 適切な賃金の支払いおよび福利厚生

従業員の賃金については、法令に従い賃金を支払うとともに、賃金の不当な減額は行わない。

併せて、従業員が安心して働き快適な生活を送るため、適切な福利厚生を提供する。

また、賃金は生活賃金を超える水準を目指すものとする。

※生活賃金とは、「労働者自身とその家族が人間らしい生活を送るために必要な水準の賃金」を指す。

4. 差別や不当な取扱い、ハラスメントの禁止

役員、従業員及びいかなる関係者に対しても、その基本的人権や人格・個性・多様性を尊重し、雇用管理や処遇を含め、職場における人種、民族、国籍、ジェンダー、性的指向・性自認、年齢、宗教、出身地、障がいの有無、身体的特徴などを理由としたあらゆる差別、また、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント等のあらゆる非人道的な扱いや行為を禁止する。

5. 結社の自由と交渉権の尊重

結社の自由と団体交渉の権利を尊重する。法令や労使協定を遵守し、経営層と従業員は協議を通じて良好な関係を構築する。

【安全衛生と健康】

1. 保安防災・労働安全衛生・産業衛生

保安防災に努めるとともに労働災害の防止を図り、従業員と地域社会の安全を確保する。そのために、設備、作業現場、職場環境や作業の状況を把握し、危険性、有害性の恐れがある場合には、必要な対策を取るとともに、業務マニュアル等を労働者の理解できる言語で作成して適切な教育指導、訓練を行う。

また、労災かくしを見過ごさず、労働災害・事故を報告しやすい雰囲気作りと意識の啓発を行う。

2. 健康・衛生設備

安全で衛生的かつ健康的な労働環境の整備・維持・向上に努め、従業員の健康保持・増進を図る。全員で気持ちよく働くことのできる環境を創出していく。

【環境】

1. 環境に関する許認可

法規制に従い、事業に必要な許認可、承認を取得する。

2. 地球温暖化対策

温室効果ガス排出抑制やエネルギー効率向上など気候変動による課題に取り組む。

排出量の把握と共に定量的な自主目標を定めて削減に取り組むことに努める。

また、資源・エネルギー・水の利用についても定量的な自主目標を定めて使用量を削減することに努める。

3. 廃棄物削減

廃棄物について排出量を管理し、定量的な自主目標を定めてリサイクルの促進等により削減することに努める。

4. 大気・水・土壌の汚染防止

大気・水・土壌などに排出する有害物質の適正管理等を通じて、環境への負荷低減・汚染防止を図る。

5. 化学物質の管理

化学物質がもたらす危険性や有害性を特定し、適切に管理する。また、関連法令を遵守し、製品及び製造工程等において禁止物質を使用せず、含有を規制された化学物質は閾値以下を維持するため適切な管理を行い、必要に応じて法令に基づき行政へ適切に報告する。

6. 生物多様性の保全

事業活動が生態系に与える影響を把握し、生物多様性の保全に努める。

【倫理】

1. 法令等の遵守と良識ある行動

企業活動を行う国・地域で適用されるすべての法令とその精神、国際ルール及び社会規範を遵守し、誠実かつ良識ある行動をとる。

2. 公正かつ適正な取引と腐敗防止の徹底

公正かつ適正な取引を行い、強要や贈収賄、社会常識を逸脱する利益の供与や受領を含むあらゆる形態の腐敗行為の防止を徹底する。

また、法令に違反したり、社会通念・常識を逸脱するような金品・サービスを取引先に提供したり、受領したりしない。

3. 適正な会計・税務処理

会計・税務関係の法令等に従い、適正な会計・税務処理を行う。

4. 情報の開示

法令に従い、社会が必要とする情報を正確に、適切な時期に開示する。

事業活動において法令や各種規制に違反が判明した場合は、必要に応じてステークホルダーに速やかに報告する。

また、記録の改ざんや、虚偽の情報開示は行わない。

5. 情報の保護とプライバシー

個人情報や自社および顧客や第三者の機密情報を厳重に管理し、適正に取り扱う。

取引先、顧客、従業員など、取引を行うすべての個人情報を、収集・保管・処理・廃棄する一連のサイクルにわたって、法令に従った適正な取扱いを行う。

6. 知的財産権の尊重

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権を重要な会社財産であると認識・尊重し、第三者の知的財産権を侵害しない。

7. 公正なビジネス

独占禁止法等の関連法令を遵守した公正な取引を行う。

社は「三笑・三栄」に基づき、顧客・取引先との共存・共栄を希求し、互いに信頼関係を築き、持続可能は発展に努める。

8. 内部通報制度

自社で発生している組織的または個人による、法令または就業規則等の社内規程に違反する行為、およびそれらに違反すると思われる行為を、従業員が通報できる制度を整える。

通報者の匿名性を確保すると共に、報復・不利な取り扱いを受けない仕組みを構築する。

9. 責任ある鉱物調達

深刻な人権侵害等を引き起こしている、武装勢力の資金源となっている、環境破壊の助長や加担に関与している鉱物を使用せず、責任ある鉱物調達を実践する。

10. インサイダー取引の禁止

未公表の会社情報を利用して当該企業の株式等を売買することを禁止する。

11. 利益相反行為の禁止

役員及び従業員個人の利益と企業の利益が対立する状況において、企業の利益を損ない、個人的利益を享受することを禁止する。

12. 反社会的勢力との関係排除

社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは、取引関係を含めて一切の関係をもたない。また、反社会的勢力との裏取引、および反社会的勢力に対する資金提供を行わない。

【品質・コスト・供給（Q・C・D）の適切な管理】

1. 品質の確保

要求された品質を確保するための体制を構築・維持するとともに、技術開発や改善活動を進め、品質の維持・向上を図る。品質事故等が発生した場合には速やかな報告と適切な対応を行い、波及範囲を特定の上、根本原因の究明及び是正処置と予防処置を取る。

2. 品質に関わる法令・規格・基準の遵守

品質に関わる法令及び関連する規格・基準を遵守し、十分な製品の安全性を確保する。

3. 製造条件変更時の連絡・承認

原材料・部材、製造プロセス、設備、製造場所、外注先などに関し変更を行う場合は、事前に当社へ連絡の上、変更に対する承認を得る。

4. コスト改善

業務プロセスの見直し、生産性向上や効率改善など、継続的なコスト改善活動に取り組む。

5. 安定供給体制

適切な購買先の選定、適正な在庫運営を通じて安定供給体制を確立・維持する。また潜在的な供給リスクの低減活動に取り組む。

【管理体制】

1. 会社（自社）の取組み

本ガイドラインに沿った活動を推進するための責任部署や責任者を明確にし、P-D-C-A サイクル等により継続的な改善活動を行う。

2. サプライチェーンに対する姿勢

自社のみならず、取引先に対しても本ガイドラインに定める事項の遵守を依頼し、サプライチェーン全体を通して企業としての社会的責任を果たす。

3. 情報セキュリティの確保

情報の漏洩、紛失、盗難及びコンピュータウイルスの感染などの情報セキュリティ事故に対する防護体制を構築・維持する。情報セキュリティ事故が発生した場合には速やかな報告と適切な対処を行う。

4. 災害等不測の事態への対応

平時から災害など不測の事態に備え、自社の役割・行動を重視した教育・訓練を実施するなど、BCP（事業継続計画）の体制構築・維持に取り組む。また、災害等発生時における災害復旧に積極的に協力する。

5. 社会への貢献

自社の製品やサービスを通じてあかり文化の向上と人々が心を癒す空間を創造し、豊かな環境づくりに貢献し、持続可能な社会の形成に向けた活動に取り組む。

また、災害支援、海外支援、医療支援等の社会貢献活動も継続して行っていく。

以上

2025年7月1日

大光電機株式会社

代表取締役社長 串間 隆一

常務取締役商品事業部長 山本 恭司

<標準書履歴台帳>

文書名：大光電機株式会社サプライチェーン行動ガイドライン

制定日	制定経緯
2023.04.01	大切なパートナーである取引先の皆様との相互理解や信頼関係による持続可能なサプライチェーンを構築するために制定する。

改訂日・版	改訂箇所及び改訂理由
2025.07.01	(改訂箇所) 全面改訂 (改訂理由) 世の中の変化、ESG課題等を考慮した全面的な見直しによる。